

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

（１） 当事者 権利者 （甲）

義務者 （乙） 大 阪 府 茨 木 市

（２） 不動産の表示

【所 在】	茨木市		
【地 番】	【地 目】	【地 積】	m ²

2 登記の原因となる事実又は法律行為

（１） この土地について、都市計画法第29条の開発許可を受けた者が、開発許可を得た工事が完了した後、同法第36条第２項の規定による検査済証の交付を受けた。

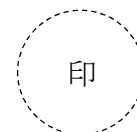
（２） 年 月 日、都市計画法第36条第３項の規定による公告がなされたため、翌日、都市計画法第40条第１項の規定により、この土地は甲へ帰属した。

（３） よって、本件不動産の所有権は 年 月 日、乙から甲へ移転した。

年 月 日 大阪法務局北大阪支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません

権利者 住 所
氏 名



義務者 住 所 大阪府茨木市駅前三丁目８番１３号

氏 名 大阪府茨木市

茨木市長